

と認められること、敷地東側に植栽やフェンスを施し自動車の排気等による民家への影響を抑える措置を講じていると認められることなどから、周辺の土地利用への影響や地区住民の生活環境への影響は極めて少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

本件事業により整備する施設は、知的障害者が通所型の福祉サービスを受けるために必要かつ適正な規模であると認められる。また、通所者が作業を行うためのガラス温室等の規模や駐車区画数も適正であると認められ、起業地は本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

松本圏域においては、知的障害者に対する福祉的就労の場が少なく、また、就労が困難な知的障害者を対象としたデイサービス事業を行う施設もなく、事業の実施と障害者の受け入れを求める声が高まっているため、施設の整備が急務となっている。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
松本市役所

企 画 課

長野県告示第479号

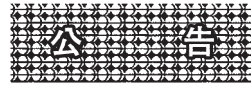
病院内保育所運営事業費補助金交付要綱(昭和50年長野県告示第87号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年10月6日

長野県知事 田 中 康 夫

第3の表中「147,860円」を「145,390円」に改める。

医 務 課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 どんぐり向方塾
- 3 代表者の氏名  
中 野 昌 俊
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡天龍村神原3974番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちのために豊かな自然環境と中高年者の知恵と技術を活用して、子ども達一人ひとりに存在感があり、真心と人への思いやりを大切に、且つ正義と信頼を持って、個々の人間性を高めて人間らしく生きることの実現を目指し、人間として尊厳・人間性を重視した子どもの健全な育成と子どもと高齢者の生きがい作りに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年10月6日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年 月 日	発生群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
腐 そ 病	み つ ば ち	平成15年9月12日	1	上伊那郡 飯 島 町
		平成15年9月12日	1	小県郡和田村
		平成15年9月17日	11	北安曇郡 白 馬 村
		平成15年9月17日	1	北安曇郡 小 谷 村
		平成15年9月18日	1	諏訪郡原村
		平成15年9月19日	4	諏訪市

	平成15年9月24日	1	諏訪郡 富士見町
	平成15年9月25日	1	木曾郡三岳村

畜産課

公告

上田市坂城町欠口土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年10月6日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

理事

新任

氏名	住所
春原 哲夫	上田市大字上塩尻892番地
宮下 正利	上田市大字下塩尻450番地 1
山崎 裕幸	上田市大字下塩尻194番地 1
梅原 馨	上田市大字下塩尻680番地
梅原 仁	上田市大字下塩尻488番地 3
杓掛 貞信	上田市大字下塩尻180番地 1
赤池 忠一	埴科郡坂城町大字南条242番地
中嶋 茂	埴科郡坂城町大字中之条823番地
中城 和衛	埴科郡坂城町大字中之条1125番地 1

重任

氏名	住所
宮崎 袈裟喜	埴科郡坂城町大字南条2174番地
山崎 進一	埴科郡坂城町大字南条6919番地
赤池 千秋	埴科郡坂城町大字南条4478番地 1

退任

氏名	住所
母袋 幸一	上田市大字下塩尻674番地
母袋 欽哉	上田市大字下塩尻651番地 1
春原 光男	上田市大字上塩尻890番地
本道 良太	上田市大字下塩尻480番地
母袋 秋雄	上田市大字下塩尻696番地
塩野崎 孝	上田市大字下塩尻248番地 2
吾妻 英治	埴科郡坂城町大字南条6827番地
青木 卓	埴科郡坂城町大字中之条559番地
塚田 袈裟男	埴科郡坂城町大字中之条717番地

監事

新任

氏名	住所
春原 弘	上田市大字上塩尻913番地
塩野崎 輝男	上田市大字下塩尻18番地
沢崎 克明	埴科郡坂城町大字南条6046番地 1
青木 暉和	埴科郡坂城町大字中之条510番地

退任

氏名	住所
春原 忠生	上田市大字上塩尻898番地
西澤 一平	上田市大字下塩尻712番地

小山 伊勢男 埴科郡坂城町大字南条267番地  
滝沢 五郎 埴科郡坂城町大字中之条735番地

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月6日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭良

1(1) 許可番号

平成15年5月8日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-38号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1、2764、2776-5、2790-8、2791-1、2791-2、2792-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市川中島町御厨石河原37

株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役 飯田 晴雄

2(1) 許可番号

平成15年8月25日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字追分字鯉沢25、26-1、27-1、27-4、27-5、27-6、字反り向102-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区東桜2-18-31

リゾートトラスト株式会社 代表取締役 伊藤 勝康

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月6日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 許可番号

平成15年7月3日 長野県上小地方事務所指令15上小地建第12-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市大字住吉字竈田378-3、378-10、378-14、379-1の内、379-8の内、380-1、380-10、380-17、380-19、380-23の内、381-1、381-3、381-6、381-8、381-11、381-12、381-13、381-14、381-15、382-2、383-4

(第二工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大手1-11-16

上田市土地開発公社 理事長 田口 邦勝

建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月6日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

## 1 許可番号

平成15年7月25日 長野県下伊那地方事務所指令15下伊地建第6-2号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市上郷黒田1105-1、1108-1、1109-1、1109-3、1110-1、1112-1、1113-1、1114-1、1114-2、1115-1、1115-2、1178、1182-1、1182-2、1184、1185、1186-1、1189-1、1189-3、1191-1、1191-2、1192-1、1193-1、1193-2、1210-2、1214-1、1215-2、1215-3、1216-4、1378-5、1379-3、1379-4、1379-5

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県若葉区みつわ台1-28-1

株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林 武夫

建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月6日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

## 1(1) 許可番号

平成15年8月28日 長野県指令15建第1-12号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高4900

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字南穂高5190-1 等々力 久志

## 2(1) 許可番号

平成15年9月4日 長野県指令15建第1-14号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高2375-4

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字南穂高2508-2

小林 秀人・小林 雅子

## 3(1) 許可番号

平成15年7月4日 長野県松本地方事務所指令15松地建第27-1号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡堀金村大字烏川1104-6の内、1104-7、1292-1、1322-1、1322-4、1323、1326-2、1329

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字高家3807-3

三穂建総有限会社 代表取締役 織田 司都夫

建築管理課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年10月6日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

名称	所在地	指定年月日
ライフホームメンテナンス	長野市篠ノ井御幣川926番地	平成15年9月30日
柳澤設備	須坂市大字須坂182番地1	平成15年9月30日
三水設備	上水内郡信州新町大字日原西1472番地2	平成15年9月30日
株式会社三恵	須坂市大字小山字蒔田2529番地6	平成15年9月30日

水道課